



六管区水路通報第24号

令和2年6月26日

第六管区海上保安本部

【目次】

第278項	瀬戸内海	小豆島東方	海洋観測器具設置
第279項	瀬戸内海	備讃瀬戸、小豊島 至 鹿島	海底電力線張替作業
第280項	瀬戸内海	宇野港	掘下げ作業
第281項	瀬戸内海	高松港東方、屋島湾	小型船操縦訓練
第282項	瀬戸内海	高松港及び付近	ヨットレース
第283項	瀬戸内海	新居浜港付近	海底電力線調査作業
第284項	瀬戸内海	壬生川港	水路測量
第285項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	水泳訓練
第286項	瀬戸内海	広島湾、倉橋島南西方	海上試験
第287項	瀬戸内海	広島湾、柱島北西方	海上訓練
第288項	瀬戸内海	広島湾、柱島北西方	海上訓練
第289項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	灯浮標一時移設（予告）

◎この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

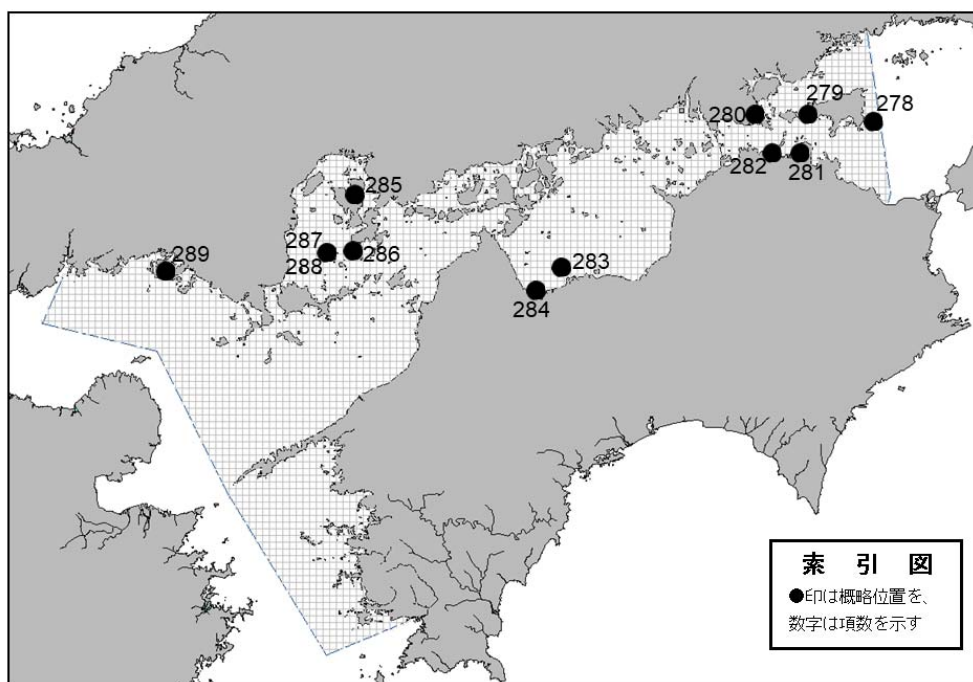
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

FAXをご希望の場合は、海の相談室[電話(082)251-5111(内線2520)]まで。

◎情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

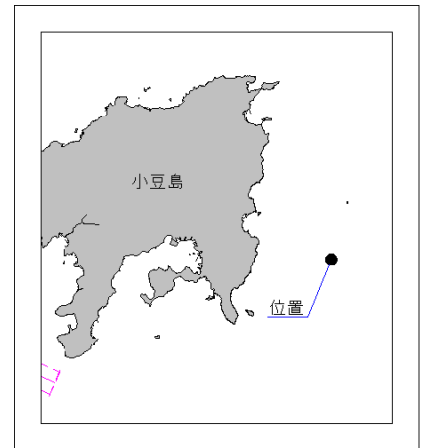
◎水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～海の事件・事故は 118番へ～



★2年278項 瀬戸内海 — 小豆島東方 海洋観測器具設置
 期間 令和2年7月13日(予備日20日～21日、27日～31日)の1500～翌1500
 位置 34-28.0N 134-24.0E
 備考 (1) 海洋観測器具を海底上5mの位置に設置
 (2) 海洋観測器具の位置を示す黄色灯付浮標を設置
 (3) 本作業に併せて作業船による採水及び採泥作業を実施
 海図 W150B-W106-JP106
 出所 第六管区海上保安本部



★2年279項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、小豊島至鹿島
 期間 令和2年7月1日～9月26日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 (1)～(4)を結ぶ線、
 (5)、(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-28-52N 134-07-41E(岸線上)
 (2) 34-28-55N 134-07-53E
 (3) 34-28-51N 134-08-30E
 (4) 34-28-47N 134-08-41E(岸線上)
 (5) 34-28-41N 134-08-39E(岸線上)
 (6) 34-28-46N 134-07-40E(岸線上)
 備考 (1) 潜水作業を伴う
 (2) 警戒船を配置
 海図 W137A-JP137A-W106-JP106-W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部

海底電力線張替作業



★2年280項 瀬戸内海 — 宇野港 掘下げ作業
 期間 令和2年7月1日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-29-33N 133-57-00E
 (2) 34-29-33N 133-57-04E
 (3) 34-29-24N 133-57-04E
 (4) 34-29-24N 133-57-00E
 備考 (1) 作業中は浮棧橋を一時撤去する
 (2) 潜水士による磁気探査作業を伴う
 (3) 夜間、作業船は作業区域内に停泊し
 作業船の四隅に黄色灯を設置
 (4) 警戒船を配置
 海図 W154-W137A-JP137A
 出所 玉野海上保安部



★2年281項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練

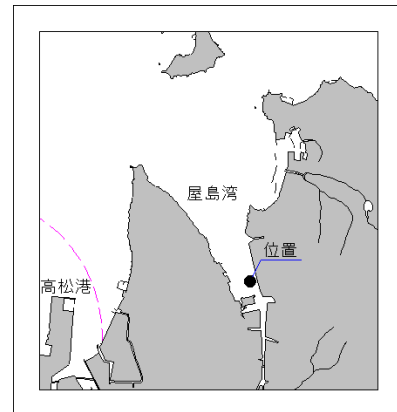
期 間 令和2年7月11日、12日の日出～日没

位 置 34-21-54N 134-07-00E付近

備 考 コースを示す浮標を設置

海 図 W137A-JP137A

出 所 第六管区海上保安本部



★2年282項 瀬戸内海 — 高松港及び付近 ヨットレース

期 間 令和2年7月12日の0800～1500

区 域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 34-22-22.9N 133-58-36.2E(岸線上)

(2) 34-23-10.1N 133-58-49.0E

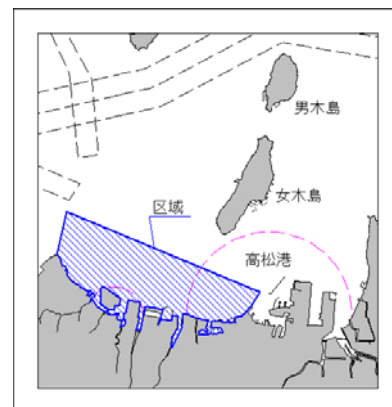
(3) 34-21-41.6N 134-03-06.0E(防波堤先端)

備 考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海 図 W1125-W137A-JP137A-W153-JP153

出 所 高松港長



★2年283項 瀬戸内海 — 新居浜港付近 海底電力線調査作業

期 間 令和2年7月11日～15日(予備日16日～20日)の0800～1700

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-01-21N 133-13-10E

(2) 33-59-12N 133-13-26E

(3) 33-59-11N 133-13-07E

(4) 34-01-19N 133-12-51E

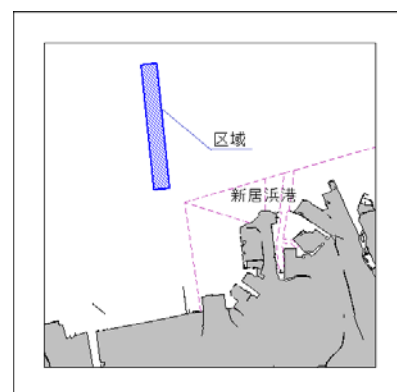
備 考 (1) 作業船は調査機器を曳航する

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海 図 W1128-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



- ★2年284項 瀬戸内海 — 壬生川港 水路測量
- 期間 令和2年7月15日～31日までの内1日
- 区域 4地点により囲まれる区域
- (1) 33-56-47N 133-07-23E
 (2) 33-56-45N 133-07-26E
 (3) 33-56-24N 133-07-12E
 (4) 33-56-26N 133-07-09E
- 備考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
- 海図 W1236
- 出所 第六管区海上保安本部



★2年285項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 水泳訓練

1. 水泳訓練

期間 令和2年7月8日～27日(土日祝日を除く)の1400～1630

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-14.8N 132-28.0E
 (2) 34-14.6N 132-28.2E
 (3) 34-14.3N 132-28.0E
 (4) 34-14.3N 132-27.7E

2. 遠泳訓練

期間 令和2年7月28日(予備日29日)の0745～1700

区域2 6地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-14.8N 132-28.0E
 (2) 34-14.6N 132-27.4E
 (3) 34-14.0N 132-27.7E
 (4) 34-14.0N 132-28.5E
 (5) 34-14.6N 132-28.1E
 (6) 34-14.6N 132-27.7E

- 備考 (1) コースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★2年286項 瀬戸内海 — 広島湾、倉橋島南西方 海上試験

期間 令和2年7月3日～8月7日、17日～29日

(予備日30日～9月11日)の日出～日没

区域 34-04-18N 132-26-43E の地点を中心とする
 半径300メートルの円内

- 備考 (1) 観測機器の性能確認試験
 (2) 作業船のアンカーワイヤーの
 水深5mの位置に黄色灯付浮標を設置
 (3) 潜水作業を伴う
 (4) 警戒船を配置

海図 W142-JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★2年287項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

1. 期間 令和2年6月30日の1000～1730、
7月1日の0800～1730、2日の0800～1500

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-03.8N 132-21.9E
- (2) 34-02.8N 132-21.9E
- (3) 34-02.8N 132-21.6E
- (4) 34-03.8N 132-21.6E

2. 期間 令和2年7月3日～8日の日出～2100

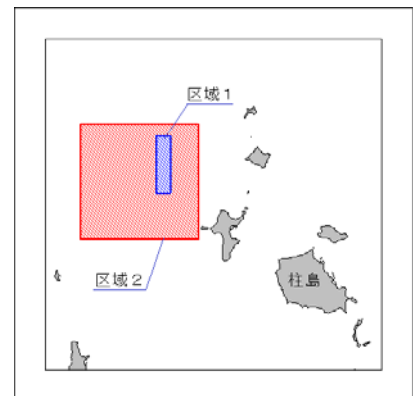
区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-04.0N 132-22.5E
- (2) 34-02.0N 132-22.5E
- (3) 34-02.0N 132-20.0E
- (4) 34-04.0N 132-20.0E

備考 (1) 海上自衛隊による水中無人機の運用訓練
(2) 潜水作業を伴う

海図 W142-JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★2年288項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期間 令和2年7月6日～10日の0800～1900

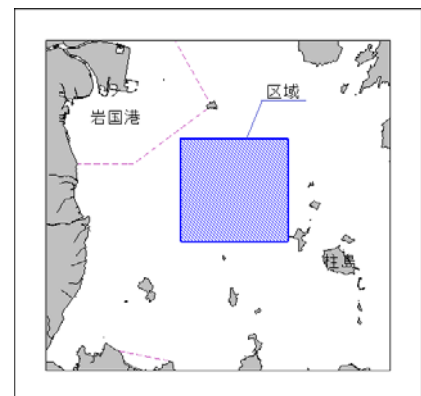
区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-06-00N 132-22-30E
- (2) 34-02-00N 132-22-30E
- (3) 34-02-00N 132-17-30E
- (4) 34-06-00N 132-17-30E

備考 (1) 海上自衛隊による水中無人機の運用訓練
(2) 航空機による降下訓練を伴う
(3) 潜水作業を伴う

海図 W113-W142-JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★2年289項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 灯浮標一時移設（予告）

六管区水路通報2年21号248項関連、22号265項削除

期間 令和2年7月8日～8月20日

1. 名称 徳山下松港徳山第1号灯浮標

位置1 34-00-36.4N 131-45-48.9E
(海図図載位置の真方位31度約170m)

2. 名称 徳山下松港徳山第2号灯浮標

位置2 34-00-31.5N 131-45-56.7E
(海図図載位置の真方位30度約170m)

海図 W1106-JP1106-W126-JP126

参照書誌 411 5152、5153番

出所 第六管区海上保安本部

